

特別区制度調査会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特別区制度調査会設置規程（平成15年規程第2号）第8条の規定に基づき、特別区制度調査会委員の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(委員の報酬)

第2条 委員に報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務1日につき、会長は50,000円、委員は40,000円、専門委員は30,000円とする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月10日までに支給する。

(費用弁償)

第4条 委員が出張するときは、順路により、その費用を弁償する。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料及び食卓料としその額は、特別区人事・厚生事務組合の副管理者相当額とする。

3 費用弁償の支給方法は、財団法人特別区協議会一般職員の例による。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。